

広島県告示第四百十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	障害福祉サービス事業を行う事業所		指定年月日
			所在地		
社会福祉法人尾道さつき会	尾道市久保町一七八六番地	第2すだちの家	尾道市御調町津蟹六〇四番地一		平成一八年一〇月一日
社会福祉法人総領福祉会	庄原市総領町中領家四七六番地	就労移行支援事業所みとう温泉	庄原市宮内町美湯一三五三番地		平成一八年一〇月一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会吉田工場	安芸高田市吉田町竹原九六七番地		平成一八年一〇月一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会みつや工場	安芸高田市吉田町竹原一四〇番地一		平成一八年一〇月一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会サンライフ	安芸高田市吉田町竹原一五二番地二		平成一八年一〇月一日
社会福祉法人大崎福祉会	豊田郡大崎上島町沖浦一五三九番地一	ふれあい工房	豊田郡大崎上島町大串三〇三二番地二		平成一八年一二月一日